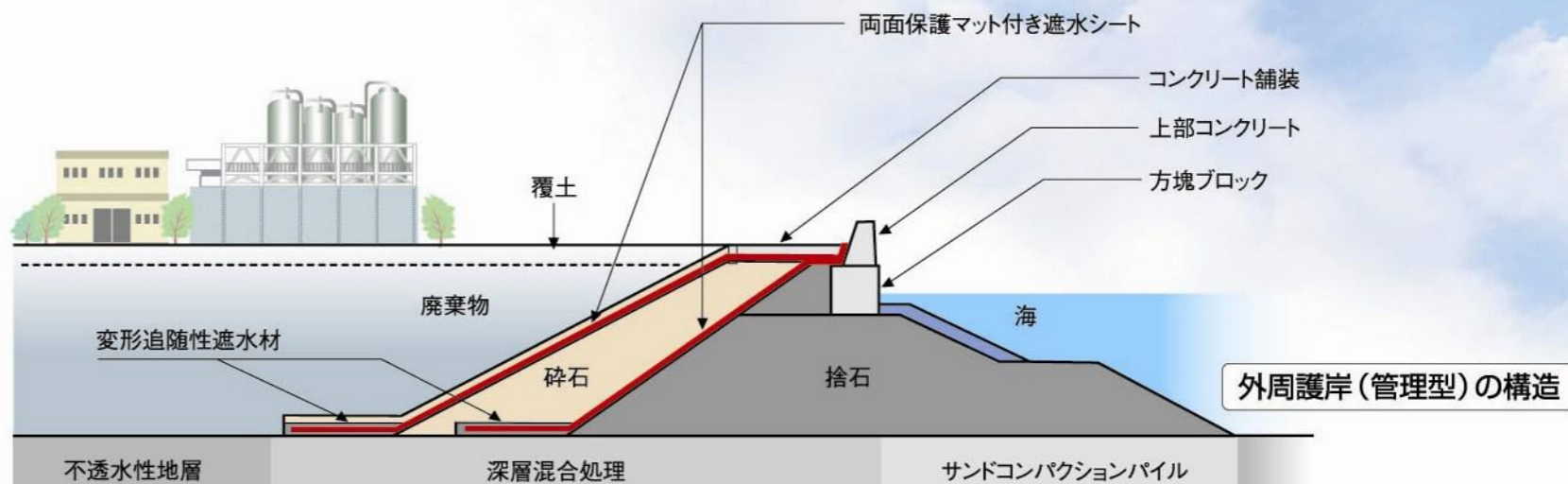


# 衣浦港3号地 廃棄物最終処分場 整備事業

事業主体 財団法人愛知臨海環境整備センター  
代表者 理事長 室木勝彌  
住所 愛知県知多市緑浜町2番2

ISO 14001 認証取得 (平成11年3月)

※当センターは、県内で唯一「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく「廃棄物処理センター」に指定(平成18年6月)されるとともに、環境省の優良評価制度にも適合(平成18年12月)しています。



## 必要性

### どうして廃棄物最終処分場が必要なのでしょう?

廃棄物は日々発生し続けます。近年は環境保全意識の高まりから、リサイクルによる減量や焼却処理などによる減容化、無害化への取り組みも進んでいますが、汚泥や鉱さい、燃え殻など、どうしても埋立処分せざるを得ないものが残ります。また、廃棄物の最終処分場は、一部の不適正処理などに対する不信感や適地の減少などの理由から立地が年々困難になっています。そのため、既存処分場での受け入れ可能容量は残り少なく、公共関与によって早急に最終処分場を整備する必要があります。



埋立作業時の検査の様子

## 廃棄物の内容

### どのような廃棄物を受け入れるのでしょうか?

廃棄物の受け入れにあたっては厳しい基準を定め、事前調査と受入時の目視検査、展開検査、抜き取り検査を行います。有害物、危険物、腐敗性のものなど環境保全に支障のあるものは受け入れません。また、飛散防止のために強風時は受入を制限するほか、処分場においてはISO14001(環境マネジメントシステム規格)に従って環境管理を実践します。

### ■受入廃棄物の種類

区分	産業廃棄物		一般廃棄物
	管理型廃棄物	安定型廃棄物	
種類	汚泥(有機性汚泥を除く) 鉱さい、ダスト類(ばいじん)、燃え殻、第13号廃棄物※	ガラスくず、陶磁器くず、がれき類、廃プラスチック類、金属くず、ゴムくず	焼却残渣

※廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条13号に規定する廃棄物で埋立処分するために中間処理したもの(コンクリート固形化物など)

## 工事概要

### 最終処分場は、どのような構造になるのでしょうか?

最終処分場は大きく分けて管理型区画、安定型区画、管理施設用地の3つに分かれ、周囲には護岸工事を施します。護岸や主要施設の概要は次の通りです。

### ■外周護岸

処分場を囲む外周護岸は捨石式傾斜堤とします。管理型区画は海底面が不透水性地層であり、外周護岸法面に遮水シートを二重に敷設することによって、汚れを外部に漏出させません。

遮水シートの下端は、深層混合処理工法※1により地盤支持力と遮水能力を向上させた海底地盤に、変形追随性遮水材※2を用いて固定します。

安定型区画の外周護岸は、遮水シート等の遮水工事部分を除いた構造です。



※1:海底面の軟弱地盤をセメントと混合処理し、地盤を強化し遮水能力を向上させる工法です。  
※2:水中工事に利用する流し込み型のアスファルト混合物で、遮水性の高い材料です。

### ■内護岸

安定型区画と管理型区画の間の内護岸は、水密性を有する鉄筋コンクリートの外壁及び変形追随性遮水材を用いた目地と底面部の遮水構造によって遮水性を確保します。

また、深層混合処理工法により地盤支持力と遮水能力を強化します。

### ■浸出液処理施設

浸出液処理施設は、処分場内の汚水を浄化するための設備です。水質については法律の基準より厳しい管理目標値を設定し、4段階の処理を行って排水します。

浸出液処理施設の処理能力は、管理型区画1460m<sup>3</sup>/日、安定型区画300m<sup>3</sup>/日の合計1760m<sup>3</sup>/日です。



砂ろ過装置・活性炭吸着塔

## 安心安全

### 大地震への備えは大丈夫でしょうか?

廃棄物の受け入れ管理や排水管理を徹底し、環境への影響に配慮することはもちろん、地震対策についても細心の注意を払っています。

護岸建設にあたっては大規模地震を想定し、東海・東南海連動地震の想定マグニチュード8.3の衝撃でも安全上問題ない設計にしています。

## 環境保全

### 大切な環境は守られるのでしょうか?

環境アセスメントに基づき、周辺への影響が最小限になるよう配慮します。工事中、埋立中とも、住環境や動植物の生息にはほとんど変化がないと考えられます。

護岸工事資材も海上輸送を中心とすることによって、陸上の大気汚染や騒音・振動などを低減。工事海域には汚濁防止膜を張って濁りの拡散を防ぎます。また、建設後の景観は、現状とほとんど違和感がないと考えていますし、埋立中は、廃棄物の受入管理を徹底するなど環境にやさしい処分場を目指します。

